

平成28年度松浦市情報公開条例などの実施状況

問 総務課行政係 ☎内線321

【情報公開条例の実施状況】

松浦市情報公開条例第21条の規定に基づき、実施状況を次のとおり公表します。

○開示請求 14件（開示8件、部分開示4件、不開示2件、公文書不存在0件、継続審理中0件）

【個人情報保護条例の実施状況】

松浦市個人情報保護条例第47条の規定に基づき、実施状況を次の通り公表します。

○開示請求 4件（開示4件、部分開示0件、不開示0件、公文書不存在0件、継続審理中0件）

○訂正請求 0件、利用停止請求 0件

【特定個人情報保護条例の実施状況】

松浦市特定個人情報保護条例第48条の規定に基づき、実施状況を次のとおり公表します。

○開示請求 0件
○訂正請求 0件、利用停止請求 0件

行政相談所

問 総務課行政係 ☎内線321
鷹島支所市民課 ☎内線603、11

国や県、市などの行政機関が行っている仕事について、意見・苦情や要望などはありませんか。次の通り行政相談所を開設しますので、お気軽にご相談ください。

●松浦会場

【日時】 6月8日（木）

午前10時～午後4時

【場所】

市役所別館会議室

【行政相談委員（敬称略）】

川畑喜久雄

☎0956-75-0724

青木サチ

☎0956-74-0456

●鷹島会場

【日時】

6月8日（木）

正午～午後4時

【場所】

鷹島町民集会所

【行政相談委員（敬称略）】

小田鐵三郎

☎0955-48-2444

夏休み中の「学校プール管理員」を募集します

問 各プール管理員の募集校
市教育委員会では、夏休み期間中の「学校プール管理員」を募集します。

【募集人員】 各校1人（8校）
※原則として満18歳以上で、管理員として活動可能な人（水中に潜れることを条件とする）

【募集校】

御厨小・星鹿小・志佐小・上志佐小・調川小・今福小・福島養源小・鷹島小の8校

【期間】

7月21日（金）～8月31日（木）（土・日・祝日を除く）

※各学校の開放計画による。

【業務内容】

プールの施設の管理業務

【申込期限】

6月23日（金）

統計調査員希望者の登録を募集しています

問 政策企画課企画統計係
☎内線315

又は都道府県知事から、その都度任命される非常勤の公務員として、国勢調査、労働力調査、工業統計調査、商業統計調査などの統計調査活動に従事します。

国などが実施する統計調査の仕事に従事する統計調査員になっていただく方をあらかじめ確保するため、希望される方の登録を募集しています。

【統計調査員希望者登録の方法】

企画統計係で面接を行い、統計調査の業務に従事できる期間や時期、地区などの希望により登録していただきます。

【統計調査員の仕事】

統計調査員は、総務大臣等

整理などの仕事を行います。統計調査員には、調査活動に従事した対価とし、調査の種類や調査活動にかかる日数などを考慮した報酬が支払われます。

松浦市コンビニエンスストア収納事務委託

問 税務課管理係 ☎内線 117

平成 29 年 4 月 1 日付、告示内容に基づき、収納事務委託内容についてお知らせします。

【委託事務】松浦市コンビニエンスストア収納事務
【対象とする市税等】市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育所等利用者負担金、住宅使用料、水道使用料および下水道使用料

【委託の相手方】東京都中央区日本橋本石町四丁目 6 番 7 号
地銀ネットワークサービス株式会社

【委託期間】4月1日から平成30年3月31日まで
（ただし、平成29年度当初課税分から。）

コンビニエンスストア本部の所在地、名称（順不同）
東京都中央区日本橋一丁目1番1号 国分グローサーズチェーン株式会社
東京都港区港南1丁目8番27号 株式会社しんきん情報サービス
神奈川県横浜市中区日本大通17番地 株式会社スリーエフ
北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地 株式会社セコマ
群馬県前橋市亀里町900番地 株式会社セーブオン
東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン
東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 株式会社ファミリーマート
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 株式会社ポプラ
千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1 ミニストップ株式会社
東京都千代田区岩本町3丁目10番1号 山崎製パン株式会社
東京都品川区大崎1丁目11番2号 株式会社ローソン



志佐川でのアユ釣りが解禁となります！

☎ 水産課水産振興係 ☎ 内線 213

志佐川でのアユ釣りが6月1日に解禁となります。(～10月31日まで)

アユ釣りなどを楽しんでいただく場合は、志佐川の大切な資源を次の世代へ引き継いでいくため、下記のとおり「志佐川内水面振興協議会の採捕規程」へのご理解、ご協力をお願いします。

◆志佐川内水面振興協議会の採捕規程◆

志佐川内水面振興協議会(以下「協議会」)は、長崎県内水面漁場管理委員会(以下「委員会」)の指示に基づき、志佐川流域における漁場利用関係を適切にし、水産動物(アユ、ハヤ、コイ、フナ、ウナギおよびモクズガニをいう。以下同じ。)の保護培養を図ることを目的としています。

1. 志佐川で水産動物を採捕する場合は、次の漁具漁法以外では採捕してはいけません。

- (1) 手釣り
- (2) 竿釣り
- (3) 徒歩徒手採捕
- (4) たも網 (たも網の直径40センチ以下)
- (5) かにかご (1人が同時に使用できるかごの数は3個以内です)
- (6) うなぎ塚およびうなぎもどらず (委員会の承認を得て協議会が特に認めたもの)

※ 1人が同時に使用できるうなぎもどらずの数は10個以内です。また、灯(火)光を利用する漁具漁法は禁止です。

2. 採捕禁止区域および期間があります。

区 域	志佐川庄野橋上流端から第1井堰 <small>いせき</small> に至る区域
期 間	9月1日から12月31日まで

3. 次の水産動物には採捕できる期間があります。

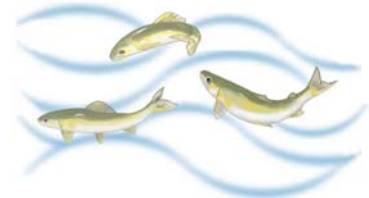
アユ	6月1日から10月31日まで
ハヤ	6月1日から4月30日まで
コイ	
フナ	
ウナギ	
モクズガニ	9月1日から12月31日まで

4. 次に掲げる大きさの水産動物は採捕してはいけません。

ハヤ	全長	5センチメートル以下
コイ	全長	15センチメートル以下
フナ	全長	5センチメートル以下
ウナギ	全長	21センチメートル以下
モクズガニ	甲幅長	5センチメートル以下

○志佐川で水産動物を採捕しようとする人は次のことを守ってください。

- ・水産動物の保護培養に協力してください。
- ・川底をかき回さないでください。
- ・相互に適切な距離を保ち、ほかの人の迷惑となる行為をしないでください。
- ・漁場監視員の指示に従ってください。
- ・河川を汚染するような行為をしないでください。
- ・協力金を納付し、長崎県内水面漁場管理委員会の承認証を携帯してください。



【協力金の額】(高校生以下は無料、肢体の不自由な人は掲げる額の2分の1に相当する額)

水産動物	1日間	1年間(採捕期間)
アユ	1,000円	3,000円
ハヤ	500円	1,500円
コイ		
フナ		
ウナギ		
モクズガニ		1かご1,000円

【承認証発行場所(協力金納付場所)】

- ①水産課(松浦市志佐町里免365番地)
☎ 内線 213
- ②山口米穀店(松浦市志佐町笛吹免848番地1)
☎ 0956-72-0302
- ③古賀家具店(松浦市志佐町浦免1797番地)
☎ 0956-72-0531

「なぎなたのまち」を目指します!

松浦市は

「なぎなたのまち松浦」を推進するため市民皆さまの応援をよろしく願っています。

松浦高校なぎなた部は、2年生2人、1年生9人で全国大会優勝を目指して頑張っています。

演技競技上位2組、個人試合競技上位2人、団体競技7人がインターハイ(宮城県仙台市、8月10日～12日)に出場します。

※松浦高校のみの参加で、個人試合競技・演技競技が行われます。

【日時】6月4日(日)

《開会式》午前9時30分

【場所】松浦市文化会館

☎ 生涯学習課スポーツ振興係
☎ 内線 311

長崎県高等学校総合体育大会
「なぎなた競技」開催